

「うきは市地域エネルギープロジェクト可能性調査業務委託」に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、「うきは市地域エネルギープロジェクト可能性調査業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

うきは市地域エネルギープロジェクト可能性調査業務

(2) 業務の内容

別添「うきは市地域エネルギープロジェクト可能性調査業務仕様書」のとおり。
なお、プロポーザル等の結果を踏まえ、契約時まで一部変更することがある。

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年2月28日（火）まで

(4) 契約上限額

19,866,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 上記の委託業務は、総務省の「地域経済循環創造事業交付金（分散型エネルギーインフラプロジェクト（マスタープラン策定事業）」に採択された場合を前提としており、本業務に係る交付決定が受けられない場合は中止する。

3. 事業者選定方法

公募によるプロポーザル方式

4. 全体スケジュール

内 容	日 付
公募開始	令和4年5月11日(水)
質問の受付	令和4年5月18日(水)午後5時まで
質問の回答期日	令和4年5月20日(金)
参加表明書の提出期限	令和4年5月24日(火)午後5時まで
企画提案書等の提出期限	令和4年5月27日(金)午後5時まで
審査委員会（ヒアリング）	後日通知します（令和4年6月3日(金)予定）

5. 参加資格

本業務に参加を希望する者は、次に掲げる事項を全て満たす者であること。

- ア 過去5年以内に同種類似業務を受託した実績があること。
- イ 本業務に必要な専門的知識及び技術を有する者を従事させることができる者であること。
- ウ 本市から指名停止措置等を受けていない者であること。
- エ 法人その他の団体（共同企業体を含む。）であること。
- オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- カ うきは市暴力団排除条例（平成22年うきは市条例第2号）第2条に規定する暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。
- ク 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。
- ケ 国税及び地方税を滞納していない者であること。

6. 質問及び回答

(1) 提出期限

令和4年5月18日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

『質問書』【様式1】に記入のうえ、電子メールで提出して下さい。（電話でメール受信確認の連絡をすること。）

(3) 提出先

13. 担当部署 と同じ。

(4) 回答方法

令和4年5月20日（金）に電子メールで回答します。質問内容が応募者独自の提案に関わると判断されるものについては、当該応募者のみに回答し、それ以外については全応募者に回答します。

7. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

- ① 『参加申込書及び誓約書』【様式2】
 - ② 『会社概要書』【様式3】（会社紹介のパンフレット等がある場合は併せて添付して下さい。）
 - ③ 『納税（滞納なし）証明書』（国税、都道府県税、市町村税）
 - ④ 『登記事項全部証明書』
- ※ 本市の令和4・5年度入札参加資格者名簿に登録されている場合は、③、④は不要。

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限

令和4年5月24日（火）午後5時まで（必着）

(4) 提出方法

郵送又は持参

郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法で送付すること
持参の場合の受付時間は平日、午前9時～午後5時

(5) 提出先

13. 担当部署 と同じ。

8. 応募手続き

(1) 提出書類及び提出部数

- ① 『企画提案書提出書』【様式4】……………1部
- ② 『企画提案書』【様式任意】……………8部
 - ・ 原則A4版（必要に応じてA3版折り込みも可）とします。
 - ・ 仕様書を参考に、以下の項目を記載して下さい。
 - A) 業務実施体制
 - ※ 配置予定の管理者及び担当者の情報、担当する業務内容など
 - B) 過去5年間の同種業務実績
 - ※ 業務名、発注者、契約期間、業務内容など
 - C) 業務の実施方針
 - D) 工程計画
 - E) その他
 - ※ 独自の提案がある場合など
- ③ 『見積書』【様式任意】……………8部

(2) 提出期限

令和4年5月27日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

郵送又は持参

郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法で送付すること
持参の場合の受付時間は平日、午前9時～午後5時

(4) 提出先

13. 担当部署 と同じ。

9. 事業者の選定手順（プロポーザルの審査）

うきは市が設置する「審査委員会」において、提出された「企画提案書」に基づきヒアリングを行い、審査を行いません。

(1) 日時

後日通知します（令和4年6月3日（金）予定）

(2) 場所

うきは市役所 会議室

(3) ヒアリング等

- ① ヒアリングの時間は1者30分程度（プレゼンテーションの時間15分以内、質疑応答15分程度）とします。
- ② プレゼンテーションでは、提出した「企画提案書」に沿って説明を行っていただきます。
電子データ（パワーポイントなど）を用いた説明を希望する場合は、プロジェクターの準備が可能です。事前に申し出てください。（パソコンはご持参ください。）
- ③ 個別の開始予定時刻は別途お知らせします。
- ④ 選定委員会は非公開とします。

(4) 評価項目、評価基準及び配点

評価項目	評価基準	配点
業務実施体制	業務遂行に十分な組織体制、人員となっているか。	10
	担当者の能力（資格、実績）は十分か。	10
過去の業務実績	過去5年の間に、類似業務を行った実績があるか。	10
企画提案内容	本事業の目的を的確に把握・認識しているか。	10
	本市の特性や課題を的確に把握・認識しているか。	10
	問題点、解決方法等が整理されているか。	10
	実効性を高める独自の工夫が示されているか。	10
	実現可能な工程となっているか。	10
見積書	提案に対して適切な価格となっているか。	10
プレゼンテーション	分かりやすい説明、資料となっているか。	10

※ 最低基準点（総得点が満点の60%）を超える者だけを交渉の対象とします。

※ 本プロポーザルの提案者が1者のみであっても、最低基準点を超えていなければ選定しません。

10. 審査結果

審査結果（契約候補者、順位及び総点数）は、すべての参加者に電子メールで通知

します。

11. 契約の締結

9. により第1位に選定された事業者と協議、調整を行った上で、契約を締結します。第1位に選定された事業者が辞退した場合、又は協議が整わなかった場合は、第2位に選定された事業者と交渉を行います。

12. その他留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 企画提案書の提出期限経過後の書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (3) 提出された書類は返却しません。
- (4) 提出された企画提案書の著作権は提出した事業者に帰属しますが、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、うきは市が本プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、その内容を無償で使用することができるものとします。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、うきは市情報公開条例(平成17年3月20日条例第8号)に基づき、提出書類を開示する場合があります。
- (6) 書類提出後、都合により辞退することになった場合は、速やかに書面(様式任意)により、「13. 担当部署」に提出すること。
- (7) この要領に定めのない事項又は疑義が生じたときは、別途協議するものとします。

13. 担当部署

うきは市市民生活課生活環境係

〒839-1393 福岡県うきは市吉井町新治316番地

tel: 0943-75-4972 fax: 0943-75-3114

e-mail: kankyou@city.ukiha.lg.jp